

大間町地域クラブ指導者報酬等の支払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大間町地域クラブ規約（以下「規約」という。）第21条第4項に規定する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における指導者とは、規約第21条に定める指導者をいう。

(報酬)

第3条 指導者が、大間町地域クラブ指導者規程（以下「指導者規程」という。）第3条第1号及び第2号に定める活動を行った場合、報酬を支給する。

2 報酬額は、時給1,600円とする。

(報酬の計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

(報酬の支給日)

第5条 第3条の規定により支給する指導者報酬の支給日は、毎月10日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(旅費)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

3 1日の旅行において、宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

(有料の道路料金等の支給)

第7条 指導者が、指導者規程第3条第2号に定める大会や発表会等での引率及び指導のため、有料の道路を利用した場合、その実費額を支給する。

2 前項に規定する有料の道路の使用については、三八、中南、西北地区まで移動する場合に認める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

2 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。

3 急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は、急行料金を支給することができる。

4 特急列車を運行する線路による旅行で片道60km以上の場合は、特急列車料金（新幹線を除く）を、片道100km以上の場合は、新幹線特急料金を支給することができる。

(車賃)

第9条 車賃の額は、1 kmあたり20円の定額とする。ただし、必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1 km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(船賃)

第10条 船賃は、実費を支給することができる。

(航空賃)

第11条 航空賃は、実費を支給することができる。

(バス賃)

第12条 バス賃は、実費を支給することができる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、全額負担するものとする。

(旅費雑費)

第14条 旅費に関連してやむを得ず支出した必要かつ合理的なその他の経費については、実費を支給することができる。

(旅費の調整)

第15条 本クラブ会長は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この要綱による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(旅費の精算及び支給日)

第16条 旅費の精算は、当該旅行終了の日から起算して2週間以内に、所定の必要書類を提出することにより行わなければならない。

2 旅費の支給は、前項に定める必要書類の提出があった後、速やかに行うものとする。

(支給方法)

第17条 第3条及び第5条の規定による報酬及び旅費の支給方法は、原則として口座振込とする。

2 指導者は、登録時及び振込口座変更時において、報酬等振込口座(変更)届を事務局へ提出しなければならない。

(報酬受領の辞退)

第18条 指導者は、報酬の受領を辞退することができる。報酬の受領を辞退する場合は、報酬受領辞退届を事務局へ提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指導者報酬等の支払いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。